

横浜市立大学大学院長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学大学院学則（以下「学則」という。）第31条の2の規定に基づき、職業を有することにより、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して修了する者（以下「大学院長期履修学生」という。）について必要な事項を定める。

2 大学院長期履修学生として認められた者は、横浜市立大学の授業料等に関する規程第4条第1項第8号に基づき、当該履修課程において正規の修業年限を超えて履修する場合、その超えた期間の学費の一部を免除することができる。

3 前項に定める免除の額及び手続きその他必要な事項は別に定める。

(資格)

第2条 大学院長期履修学生として申請できる者の資格は、次に定める条件のいずれにも該当する者とする。

(1) 学則第8条及び第8条の2の規程に基づき、横浜市立大学大学院に設置されるいずれかの課程（以下「課程」という。）における入学資格を有する者

(2) 職業を有し、かつ特段の事情を有する者

(3) 学則第7条の当該課程の規程に基づく修業年限の前年度までの者

(申請の手続)

第3条 大学院長期履修学生を志望する者は、次に掲げる書類を当該課程の研究科長に提出しなければならない。

(1) 大学院長期履修学生申請書（様式1）

(2) 在職証明書又は在職が確認できる書類

2 前項各号に定める書類及び提出期限、記載事項その他手続きにおける事項は別に定める。

(審査)

第4条 大学院長期履修学生の可否については、当該課程の研究科運営会議及び教授会で職業の内容、学習意欲、成績その他総合的な判断に基づき審査した上で、承認後、学長が許可する。

(大学院長期履修学生の在学期間及び長期履修期間)

第5条 大学院長期履修が許可された学生の在学期間及び長期履修期間は、大学院学則第7条に定める在学期間満了までとする。なお、大学院長期履修学生が在学期間満了までに修了した場合はこの限りではない。

2 大学院長期履修学生の長期履修期間には、学則第20条及び大学院学則第34条に定める休学期間を含めないこととする。

(その他)

第6条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議により行う。

2 この規程に定めるほか、大学院長期履修学生に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した在学生について、本規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した在学生について、本規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成21年4月15日から施行し、施行日現在に在学する学生に適用する。ただし、平成17年度以前に入学した在学生について、本規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行し、平成20年度以前に入学した在学生については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月10日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成24年度以前に入学した在学生については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

横浜市立大学大学院

研究科長

横浜市立大学大学院

研究科

博士（前期・後期）課程

専攻

学籍番号

氏 名

大学院長期履修学生申請書

標記について、職業を有しており所定の修業年限で修了することが困難であるため、
在職証明書（又は在職が確認できる書類）を添えて、次のとおり申請します。

履修期間	年 月 日(入学日) から 年 月 日 まで
現 職	
履修計画	

注) 履修期間については、大学院学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に定める在学期間を
超えることはできません。

指導教員	印
------	---